欧州委員会、改正された技術移転一括適用免除規則及びその委員会ガイドラインを公表

２０２６年６月１日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州委員会は、2026年4月16日、改正された技術移転一括適用免除規則（Technology Transfer Block Exemption Regulation, TTBER）及び技術移転契約への条約（EUの機能に関する条約）101条の適用に関する委員会ガイドラインを公表した。

TTBERは一定の条件を満たす場合に技術移転契約が競争法違反にならないことを規定している。委員会ガイドラインはTTBERの適用と、TTBERのスコープ外となる技術移転契約（権利のプールなど）の評価についてのガイダンスとを提供している。

改正されたTTBERと委員会ガイドラインは、2026年5月1日から施行されている。

特に、今回の改正では、委員会ガイドラインにおいて、プールに関するセーフハーバー条項に透明性、必須性、二重の支払いの禁止に関する条件を追記するとともに、ライセンス交渉団体（LNG）の章を新設してLNGが競争を促進する面と阻害する面とを整理している。

2025年9月11日に公表された改正案からの主な変更点として、LNGのセーフハーバー条項が削除されており、LNGが一定の条件で自動的に競争法違反とならないという扱いは無くなっている。この点について、影響評価レポート（7.3）では、LNGが新しい類型であり執行経験が十分に蓄積されていないことから、欧州委員会として個別事案ごとに柔軟に評価・介入できる余地を残す必要がある旨が説明されている。加えて、セーフハーバー条項は一定の条件を満たす行為について当局の介入を事実上制限する性質を有するため、執行経験が不足している段階でこれを設けることは、将来的に競争上問題となり得る事案への対応を困難にするおそれがある。このため、本改正ではLNGについてはセーフハーバーを設けず、ケース・バイ・ケースの評価に委ねる方針が採られたと理解される。

（プールについて）※下線部は改正により追記された箇所。

- プールの設立及び運営（ライセンスアウトを含む）は、以下のすべての条件が満たされる場合、締約国の市場における地位に関わらず、原則として条約第101条(1)の適用外となる（段落286）。

(a) プール設立プロセスへの参加は、関心のあるすべての技術権利者に開放されている。

(b) <u>プールに含まれる技術権利は、潜在的及び既存のライセンシーに、効果的な方法で開示されている。</u>

(c) 必須技術（したがって、必然的に補完的でもある）のみがプールされることを確保するための十分なセーフガードが採用され、<u>必須性評価に用いられる方法が潜在的及</u>

び既存のライセンシーに対して効果的な方法で開示されている。

(d) 機微情報（価格や出力データなど）の交換がプールの設立及び運営に必要な範囲に限定されることを確保するための十分なセーフガードが採用されている。

(e) プールされた技術は、非排他的にプールにライセンス供与されている。

(f) プールされた技術は、プールによって、すべての潜在的なライセンシーに対し、公平、合理的かつ非差別的な条件（FRAND）でライセンス供与される。これには、ライセンシーが同一の技術権について複数回料金を請求されないことを保証する条項が含まれる。

(g) プールに技術を提供する当事者およびライセンシーは、プールされた技術の有効性及び必須性について自由に異議を申し立てることができる。

(h) プールに技術を提供する当事者およびライセンシーは、（プールされた技術に）競合する製品及び技術を開発する自由を維持する。

－欧州委員会のニュースリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_809

（影響評価レポート）

https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/336524c3-687e-4971-bb18-2634856a006f_en?filename=20260416_TTBER_impact-assessment-report.pdf

（改正後の規則）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202600877

（改正後のガイドライン）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202602323

（改正前の規則）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.093.01.0017.01.ENG

（現行のガイドライン）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2014.089.01.0003.01.ENG

－技術移転一括適用免除規則及びそのガイドラインに関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州委員会，技術移転契約に関する競争法制度改正を採択（2014 年 3 月 26 日）（PDF）
- 欧州委員会、技術移転一括適用免除規則及びその委員会ガイドラインの改正を公表（2025 年 9 月 26 日）（PDF）

（以上）